

令和6年9月富津市議会定例会  
議案等資料

令和6年8月28日

富 津 市

令和6年9月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和6年9月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	富津市国民健康保険条例新旧対照表（第1条による改正）	5
議案第1号資料	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	6
議案第1号資料	富津市子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	7
議案第1号資料	富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例新旧対照表（第4条による改正）	8
議案第2号資料	富津市中小企業資金融資条例新旧対照表	9
議案第3号資料	千葉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表	10
議案第5号資料	旧富津市立金谷小学校の貸付けの概要	11

令和6年9月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                      (提案理由)                      行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、健康保険被保険者証等が廃止されるため、関係する条例を整理するものである。                      (施行日)                      令和6年12月2日</p>	市民部 健康福祉部
議案第2号	<p>富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について                      (提案理由)                      新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。                      (施行日)                      公布の日</p>	建設経済部
議案第3号	<p>千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について                      (提案理由)                      行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、後期高齢者医療被保険者証等が廃止されるため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。                      (施行日)                      令和6年12月2日</p>	市民部
議案第4号	<p>財産の貸付けについての議決の訂正について                      (提案理由)                      令和3年9月富津市議会定例会において議決された財産の貸付けについて、表中の地積の誤りによる訂正をするため、議会の承認を求めるものである。</p>	企画政策部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	財産の貸付けについて (提案理由) 旧富津市立金谷小学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。	企画政策部
議案第6号	令和6年度富津市一般会計補正予算(第3号) 補正額 49,137千円 補正後の予算額 22,264,211千円 (主な事業) ・道の駅整備検討事業 9,900千円 ・道路維持事業 46,934千円 ・孤立集落災害対策事業 19,602千円 ・学校給食共同調理場整備事業 16,783千円	総務部
議案第7号	令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 58,870千円 補正後の予算額 5,536,870千円 (提案理由) 令和5年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では国民健康保険基金積立金、県負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	市民部
議案第8号	令和6年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 補正額 1,579千円 補正後の予算額 796,579千円 (提案理由) 人事異動に伴う人件費補正をするものである。	市民部
議案第9号	令和6年度富津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 81,107千円 補正後の予算額 5,722,107千円 (提案理由) 令和5年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第10号	令和5年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 21,079,520千円 歳出決算額 20,198,041千円 差引 881,479千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	総務部
議案第11号	令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 5,389,275千円 歳出決算額 5,339,500千円 差引 49,775千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	市民部
議案第12号	令和5年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 737,507千円 歳出決算額 733,396千円 差引 4,111千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	市民部
議案第13号	令和5年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要) 歳入決算額 5,595,173千円 歳出決算額 5,517,433千円 差引 77,740千円 (提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第1号	<p>令和5年度決算に基づく富津市健全化判断比率の報告について  (報告理由)  地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により令和5年度決算に基づく富津市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第2号	<p>令和5年度富津市一般会計継続費精算報告書について  (報告理由)  学校給食共同調理場整備事業(埋蔵文化財発掘調査業務委託・敷地造成工事)について、継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第3号	<p>専決処分の報告について  (報告理由)  道路の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	建設経済部
報告第4号	<p>専決処分の報告について  (報告理由)  人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部

議案第 1 号資料

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
<p>第16条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>第16条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした            場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p>

議案第1号資料

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（助成資格の認定申請、受給券の交付等）</p> <p>第6条 医療費等の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、助成を受ける資格の認定をあらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに申請内容を審査し、申請をした者（以下「申請者」という。）が受給資格者であると認定し、かつ、第4条各号のいずれにも該当しないときは、規則で定める場合を除き当該申請者に対して助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）を交付するものとし、受給資格者でないと認定し、又は同条各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けた者は、受給券を使用することができる千葉県内の保険医療機関等（次条において「指定保険医療機関等」という。）において<u>被保険者証、組合員証等（第8条において「保険証」という。）</u>及び受給券を提示し、診療等を受けるものとする。</p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（1） 受給資格者の氏名又は住所を変更した場合</p> <p>（2） 医療保険各法における保険の種類<u>又は保険証の記載事項</u>に変更があった場合</p> <p>（3） 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いた場合</p> <p>（4） 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合</p> <p>（5） 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合</p>	<p>（助成資格の認定申請、受給券の交付等）</p> <p>第6条 医療費等の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、助成を受ける資格の認定をあらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに申請内容を審査し、申請をした者（以下「申請者」という。）が受給資格者であると認定し、かつ、第4条各号のいずれにも該当しないときは、規則で定める場合を除き当該申請者に対して助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）を交付するものとし、受給資格者でないと認定し、又は同条各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により受給券の交付を受けた者は、受給券を使用することができる千葉県内の保険医療機関等（次条において「指定保険医療機関等」という。）において<u>医療費等の助成を受けるときは、</u>受給券を提示し、診療等を受けるものとする。</p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（1） 受給資格者の氏名又は住所を変更した場合</p> <p>（2） 医療保険各法における保険の種類_____に変更があった場合</p> <p>（3） 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いた場合</p> <p>（4） 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合</p> <p>（5） 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合</p>

議案第1号資料

富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(受給券)</p> <p>第5条 子どもの医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者は、医療保険各法に基づき指定された県内の病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）において被保険者証及び受給券を提示し、診療等を受けるものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、前条第2項の規定により助成対象者が被保険者証及び受給券を提示し、診療等を受けたときは、保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、助成対象者が保険医療機関以外で保険給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、助成対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に規則の定めるところにより市長に申請するものとする。</p>	<p>(受給券)</p> <p>第5条 子どもの医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者は、医療保険各法に基づき指定された県内の病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）において医療費の助成を受けるときは、受給券を提示し、診療等を受けるものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、前条第2項の規定により助成対象者が受給券を提示し、診療等を受けたときは、保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、助成対象者が保険医療機関以外で保険給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、助成対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に規則の定めるところにより市長に申請するものとする。</p>



議案第2号資料

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合を除く市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第29項第1号及び第3号</u>に規定する創業者のうち、市内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。</p> <p>(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が1年を経過していない会社をいう。</p> <p>(5) 運転資金 商品や原材料の仕入れ、決済等に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(6) 設備資金 市内に設置する店舗、工場、事業所、営業所等の新築及び増改築並びに設備、機械、車両等の購入に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(7) 一般事業資金 中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(8) 特別小口資金 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める特別小口保証制度の利用要件に該当する小規模企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(9) 創業支援資金 創業者又は新規中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合を除く市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項第1号及び第3号</u>に規定する創業者のうち、市内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。</p> <p>(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が1年を経過していない会社をいう。</p> <p>(5) 運転資金 商品や原材料の仕入れ、決済等に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(6) 設備資金 市内に設置する店舗、工場、事業所、営業所等の新築及び増改築並びに設備、機械、車両等の購入に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(7) 一般事業資金 中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(8) 特別小口資金 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める特別小口保証制度の利用要件に該当する小規模企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(9) 創業支援資金 創業者又は新規中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p>

議案第3号資料

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）新旧対照表

現 行	改 正 案														
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務                      (2) 医療給付に関する事務                      (3) 保険料の賦課に関する事務                      (4) 保健事業に関する事務                      (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務                      (2) 医療給付に関する事務                      (3) 保険料の賦課に関する事務                      (4) 保健事業に関する事務                      (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p>														
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 745 1066 785">事務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 790 1066 821">被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 826 1066 858">被保険者証及び資格証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 863 1066 895">被保険者証及び資格証明書の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 900 1066 932">医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 936 1066 968">保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 973 1066 1023">上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	被保険者証及び資格証明書の引渡し	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 745 1993 785">事務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 790 1993 821">被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 826 1993 858">資格確認書等_____の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 863 1993 895">資格確認書等_____の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 900 1993 932">医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 936 1993 968">保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 973 1993 1023">上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	資格確認書等_____の引渡し	資格確認書等_____の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
被保険者証及び資格証明書の引渡し															
被保険者証及び資格証明書の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
資格確認書等_____の引渡し															
資格確認書等_____の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															

## 議案第5号資料

### 旧富津市立金谷小学校の貸付けの概要

#### 1 貸付財産

土地	富津市金谷字下原 2234 番 8 他 12 筆	3,913.77 m <sup>2</sup>
建物	① 管理教室棟 鉄筋コンクリート造 2階建て	733 m <sup>2</sup>
	② 普通教室棟 鉄筋コンクリート造 2階建て	1,072 m <sup>2</sup>
	③ 屋内運動場 鉄筋コンクリート造 2階建て	894 m <sup>2</sup>

#### 2 貸付金額

土地 無償

建物 無償

#### 3 貸付期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

#### 4 貸付相手方

千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号

株式会社フューチャーリンクネットワーク

代表取締役 石井 丈晴

#### 5 使用用途

コミュニティスペース、動画撮影スタジオ、民間図書館及び地域情報サイト運営

#### 6 その他

災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所並びにドクターヘリランデブーポイントとして使用可能となるほか、地域住民のスポーツの場として利用可能となる。